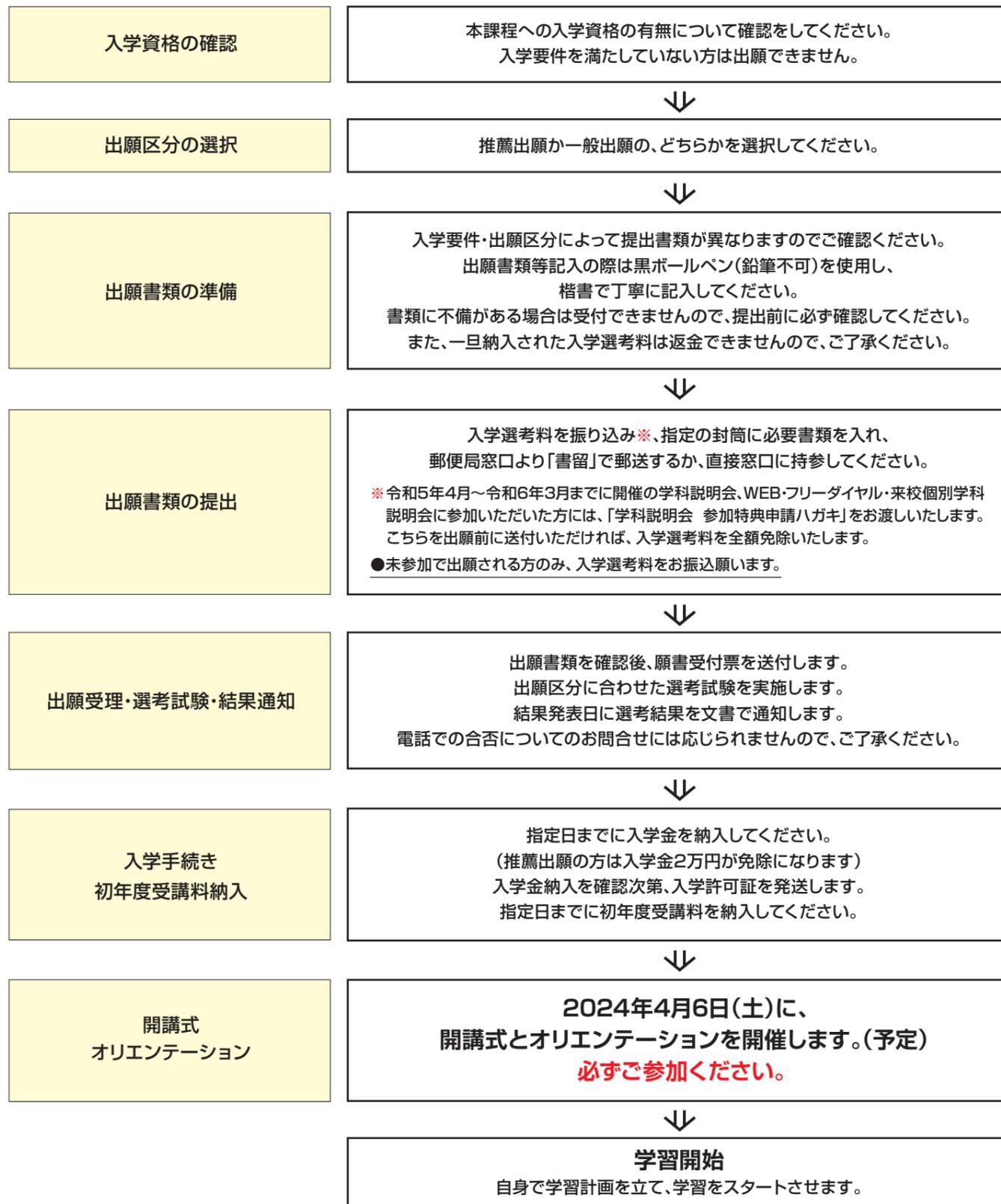




社会福祉士科通信課程 募集要項

出願から学習開始までの流れ



出願に年齢制限はありません。20歳代から70歳代までの方が、学んでいます。

募集概要

- 募集定員 80名(男女)
- 募集地域 福島県・宮城県・山形県・茨城県・栃木県 (居住する方が対象)
- 修業年限 1年6ヵ月(4月入学～翌年9月卒業)
- 取得資格 社会福祉士国家試験受験資格

入学要件

- ① 4年制大学を卒業した方(福祉系大学でなくても可)。
※①での出願予定の方は、32日間以上のソーシャルワーク実習を受けていただきますので、出願前に必ず学校へご連絡ください。
- ② 4年制大学を卒業した方(福祉系大学でなくても可)で、1年以上相談援助の業務に従事した者。^{※1}
- ③ 3年制短期大学を卒業した方で、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。^{※1}
- ④ 2年制専門学校を卒業した方で、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。^{※1}
- ⑤ 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。^{※1 ※2}

※相談援助の業務とは/指定された施設での相談援助業務のことです。2024年3月31日までに規定の年数を満たす必要があります。
※精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している方については、実習のうち60時間(8日間)を上限として実習を免除することがあります。該当する方は出願前に必ず学校へご連絡ください。
※非常勤、パート勤務の場合、勤務時間が常勤者のおおむね4分の3以上従事した期間を通算してください。
※1 指定施設及び相談援助の業務については、P11～P20の表に掲載しています。 ※2 学歴は問いません。

出願区分・選考方法

書類選考により、入学審査を行います。筆記試験や面接試験はありません。

出願区分	選考方法	適用要件等
推薦出願	書類選考	現在勤務している施設・機関代表者からの推薦 (合格した場合、入学金2万円を免除)
一般出願	小論文(600～800字) 書類選考	—

願書受付期間・選考日程・結果発表日

願書の受付は、2023年11月1日(水)から開始します。また、受付後一番近い選考日で選考いたします。

	願書受付期間	選考日	結果発表日
第1回	2023年11月1日(水)～2023年11月16日(木)	2023年11月18日(土)	2023年11月24日(金)
第2回	2023年11月17日(金)～2023年12月14日(木)	2023年12月16日(土)	2023年12月19日(火)
第3回	2023年12月15日(金)～2024年1月18日(木)	2024年1月20日(土)	2024年1月26日(金)
第4回	2024年1月19日(金)～2024年2月15日(木)	2024年2月17日(土)	2024年2月22日(木)
第5回	2024年2月16日(金)～2024年3月14日(木)	2024年3月15日(金)	2024年3月15日(金)

※願書受付時間/受付締切日の17:30まで窓口着 窓口受付/9:00～17:30(学校休日は除く)
※願書受付期間中でも定員になり次第、募集を締め切る場合があります。募集終了はホームページでお知らせいたします。
※入学要件①で出願される方(実習が必要な方)は、実習先の調整が必要になりますので、早めにご出願ください。

選考結果発表

選考結果は、上記結果発表日に受験者本人宛に郵送にてお知らせいたします。
※選考結果について、電話での個別の可否お問合せにはお答えできません。

入学手続

- 1.合格者は、本校指定の振込用紙により、指定日までに入学金を納入してください。
- 2.入学金の納入が確認でき次第、入学許可証を発行いたします。同封の本校指定の振込用紙により、指定日までに初年度受講料を納入してください。

※一度納入された入学選考料・入学金・受講料は、原則お返しすることができませんので、よくご検討の上、ご出願ください。ただし、初年度受講料を納入後、開講式前に本校を入学辞退する場合、納入された初年度受講料についてはご返却いたします。詳細につきましては本校事務局へご相談ください。なお、開講式後につきましては理由のいかんを問わず一旦納入された費用の返却はできませんのでご了承ください。

入学金・受講料・教科書代等

	入学金	受講料	教科書代・国試対策代等	計
初年度費用	20,000円	200,000円	約65,000円	約285,000円
次年度(半年間)費用	——	100,000円	約45,000円	約145,000円

※上記費用の他に入学要件①が「学校教育法に基づく大学を卒業した者。その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者」で入学した方のうち、1年以上の相談援助実務経験がない方はソーシャルワーク実習費として、初年度に140,000円が必要となります。

項目	納入期日
入学金	結果発表日から10日程度の指定日までに振込
初年度(1年間)受講料	入学許可証発送から1ヵ月程度の指定日までに振込
教科書代全員 ソーシャルワーク実習費 ※ (※1年以上のソーシャルワーク実務経験のない方のみ)	2024年6月初旬(口座引落し)
次年度(半年間)受講料	2025年3月初旬(口座引落し)
次年度国家試験対策講座費用	2025年5月初旬(口座引落し)

※2024年2月・3月の合格者は入学金および初年度受講料の納入時期が早くなります。

学費サポート制度について

専門実践教育訓練給付金 **入学前に手続きが必要となります** 本課程は2020年度より厚生労働大臣指定の「専門実践教育訓練給付制度」の対象講座です。

概要	雇用保険の被保険者もしくは離職者が一定の条件を満たせば、在学中に収めた学費(入学金や授業料、教材費)の一部(最大約36万円)がハローワークより給付されます。
給付内容	在学中に収めた学費(入学金や授業料、教材費)の50%(約26万円)及び卒業後、「社会福祉士国家試験」に合格し、1年以内に一般被保険者として雇用(雇用継続)された場合、学費(入学金や授業料、教材費)の20%(約10万円)、合計最大約36万円が給付されます。※手続き詳細は、別紙案内チラシをご覧ください。

「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」記入上の注意

教育訓練講座名	教育訓練施設の名称	受講開始日・修了予定日	訓練期間	指定番号
社会福祉士科通信課程	国際医療看護福祉大学校	2024年4月1日～2025年9月30日	18ヶ月	実習対象者 0710013-2220021-2
				実習免除者 0710013-1920011-0

※希望される方は、2024年2月28日までに所定の手続きを行う必要があります。

FSGカレッジリーグ提携教育ローン **出願前から審査・申込が可能** **「学費分割払い」を希望される方にオススメ!!**

提携会社	オリエントコーポレーション	セディナ	ジャックス
融資額	10万円以上最高50万円	5万円以上最高50万円	20万円以上最高50万円
金利	年率3.5%(固定) 2023年3月1日現在	年率3.5%(固定) 2023年3月1日現在	年率3.5%(固定) 2023年3月1日現在
返済期間	リボ払いのため毎月最低分割支払金額の定めあり。 据置期間含め最長12年2ヵ月、 卒業後8年2ヵ月以内	元本据置期間含む最長120回	元本据置期間含む最長120回
保証人	原則不要	原則不要	原則不要
申込アドレス	http://www.fsg-college.jp/orico/fsg.php	http://www.fsg-college.jp/extra/cedina.html	http://www.fsg-college.jp/jaccs/index.html

出願書類

出願書類は指定の封筒に入れて提出してください。

※一旦提出された書類は返却できません。※受付後「願書受付票」によって受付日、受付番号等をお知らせいたします。

※出願書類等に虚偽の内容が認められた場合には、合格、入学許可を取り消す場合があります。

※記入時は黒のボールペンを使用してください。また、内容を記入済の書類のコピーは認めません(コピー不可)。

※訂正がある場合は、二重線を引き、訂正印を押してください。

① 入学願書 ㊦・実務経験申告書(表裏両面)

出願者本人が両面ともすべての欄に記入・捺印してください。氏名は戸籍に基づいて記入してください。

② 証明写真

縦4.5cm×横3.5cmの写真の裏面に氏名を記入してから、願書写真貼付欄に貼り付けてください。写真は「カラー」「上半身」「脱帽」「出願前3ヵ月以内に撮影したもの」を使用してください。

③ 実務経験証明書 ㊧ 自署の箇所がある場合や施設長の印がない場合は無効となります

入学要件②・③・④・⑤に該当する方は必ず、入学要件に係る実務経験の対象となる施設等および職種で従業していた期間を証明する実務経験証明書を提出してください。提出いただいた実務経験証明書等が旧姓の場合は戸籍抄本を添付してください。

●2023年4月～2024年3月までに発行されたものを提出願います。(それ以前の古い発行日のものは無効となります)

●複数の施設等で勤務した場合は「実務経験証明書」㊧をコピーして、それぞれの施設等ごとに作成を依頼してください。

●施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に本校へお問合せください。

●出願時に必要な実務経験従業期間を満たさず、2024年3月31日までに実務経験従業期間を満たす方は、入学後に不足期間分の実務経験証明書の再提出が必要となります。

④ 施設代表者推薦書 ㊨ 自署の箇所がある場合や施設長の印がない場合は無効となります

推薦出願の方は現在の勤務先より必要事項を記入、**法人印または公印を捺印**していただき、願書に同封してください。

⑤ 入学要件に係る学歴の卒業(見込)証明書

入学要件①・②・③・④に該当する方は必ず、卒業(見込)証明書の原本を提出してください。記載の氏名が旧姓の場合は本人と証明するために「**戸籍抄本**」を添付してください。卒業見込証明書を提出の方は、入学後、改めて卒業証明書を提出していただけます。

⑥ 願書受付票 ㊩

切手を貼付して、願書受付票送付希望先の住所・氏名を太枠内に記入してください。

⑦ 入学選考料 10,000円(「学科説明会」未参加者のみ) 入金後、1週間以内にご出願をお願いします ※

出願前に入学選考料(10,000円)を金融機関の窓口またはATMよりお振込ください。なお金融機関の窓口でお振込の場合は、添付の「入学選考料振込用紙」をご利用ください。※ATMでお振込の場合、振込人名は、「13」と入力後、出願者氏名を入力してください。

※令和5年4月～令和6年3月までに開催の学科説明会、WEB・フリーダイヤル・来校個別学科説明会に参加いただいた方には、「学科説明会 参加特典申請ハガキ」をお渡しいたします。こちらを出願前に送付いただければ、入学選考料を全額免除いたします。

●未参加で出願される方のみ、入学選考料をお振込願います。

⑧ 入学選考料 振込受付証明書 貼付票 ㊪(「学科説明会」未参加者のみ)

入学選考料をお振込いただきましたら、振込用紙の(A)振込受付証明書(出願書類提出用)またはATM利用明細の原本を貼付票に貼付し、出願書類に同封してください。

⑨ 小論文(一般出願の方のみ)

一般出願の方は、小論文の提出が必要となります。テーマに沿って、添付の用紙に黒ボールペン(鉛筆不可)を使用し、600字以上800字以内で出願者本人が記入してください。

施設・職種コード

実務経験証明書の「施設（事業）等種類」「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」「職種」及び「施設・職種コード」を記入してください。

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

児童分野		施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		★児童指導員（※2）	1561
	障害児入所施設 （児童発達支援センター（障害児通所支援事業））	★保育士（※3）	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
		知的障害児施設 （知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種））	★児童指導員（※2） ★保育士（※3）
知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）	1401	
	★保育士（※3）	1402	
盲ろうあ児施設 （盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設）	★児童指導員（※2）	1411	
	★保育士（※3）	1412	
肢体不自由児施設 （肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設）	★児童指導員（※2）	1421	
	★保育士（※3）	1422	
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	家庭支援専門相談員	1434	
重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）	1441	
	★保育士（※3）	1442	
	心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	

児童分野		施設・職種コード			
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種				
児童福祉法	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451		
		児童生活支援員	1452		
		個別対応職員	1453		
		家庭支援専門相談員	1454		
		職業指導員	1455		
	児童家庭支援センター	相談員（児童母子家庭等に対し、福祉に関する相談助言を行う職員）	1461		
	障害児通所支援事業を行う施設 （児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	★指導員（※1）	1571	
			★児童指導員（※2）	1572	
			★保育士（※3）	1573	
			児童発達支援管理責任者	1574	
			★障害福祉サービス経験者（※4）	1575	
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576	
		医療型児童発達支援事業を行う施設	★児童指導員（※2）	1572	
			★保育士（※3）	1573	
			児童発達支援管理責任者	1574	
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576	
			放課後等デイサービス事業を行う施設	★指導員（※1）	1571
				★児童指導員（※2）	1572
	★保育士（※3）	1573			
	児童発達支援管理責任者	1574			
	★障害福祉サービス経験者（※4）	1575			
機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576				
居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る）	1577			
	児童発達支援管理責任者	1574			
	保育所等訪問支援事業を行う施設	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る）	1577		
児童発達支援管理責任者		1574			
障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581			
乳児院	児童指導員	2511			
	保育士	2512			
	個別対応職員	2513			
	家庭支援専門相談員	2514			
	里親支援専門相談員	2515			
指定発達支援医療機関 （肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構 が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）	★児童指導員（※2）	2451			
	★保育士（※3）	2452			
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531			
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561			
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081			
その他	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2901		
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている職員（相談員）	2291		
	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441		

児童分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その他	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	5091
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	5111	
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、施設及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。 ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

高齢者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型 介護老人福祉施設を含む)	生活相談員	1011
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	介護老人保健施設	支援相談員	1021
		相談指導員	1023
	介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041
		(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る)	
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む)	生活相談員	2221
		計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む)	生活相談員	2011
生活指導員		2012	
指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む)	生活相談員	2051	
	生活指導員	2052	

高齢者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介護保険法	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091
		指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。			

高齢者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム(A型、B型)、ケアハウスを含む)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター	生活相談員	1101
		生活指導員	1102
	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員	1111
有料老人ホーム	生活相談員	2271	
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801	

障害者分野		施設・職種コード		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321	
		心理判定員	1322	
		職能判定員	1323	
		ケース・ワーカー	1324	
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331	
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343	
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351	
		心理判定員	1352	
		職能判定員	1353	
		ケース・ワーカー	1354	
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員(※7)	1121	
		就労支援員	1122	
		サービス管理責任者	1123	
	地域活動支援センター	★指導員(※7)	1131	
	福祉ホーム	管理人	1141	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	5121	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設)	★生活支援員(※7)	2831
			★生活指導員(※7)	2832
		身体障害者療護施設	★生活支援員(※7)	2841
			★生活指導員(※7)	2842
		身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(※7)	2851
			★生活指導員(※7)	2852
	身体障害者福祉工場	★指導員(※7)	2861	
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	1211
			精神障害者社会復帰指導員	1212
	精神障害者福祉ホーム	管理人	1221	
知的障害者更生施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員(※7)	1231	
		★生活指導員(※7)	1232	
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(※7)	1241	
		★生活指導員(※7)	1242	
	知的障害者通勤寮	★生活支援員(※7)	1251	
		★生活指導員(※7)	1252	

障害者分野		施設・職種コード		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	★生活支援員(※7)	1271
			サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員(※7)	1281
			サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	★生活支援員(※7)	1291
			就労支援員	1292
			サービス管理責任者	1293
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	★生活支援員(※7)	1301
			サービス管理責任者	1302
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
			サービス管理責任者	1622
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	1631
	サービス管理責任者		1632	
	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261	
	短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む)	相談援助業務を行っている職員	2341	
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351	
共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361		
共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む)	相談援助業務を行っている職員	2371		
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381	
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391	
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431	
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	1591	
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601	
	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871	
のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	2301	
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461	
		就労支援を担当する職員	2462	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471	
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2481	
		職場適応援助者	2482	
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、 第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711	
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	2501	
		就業支援担当者	2502	
主任職場定着支援担当者		2503		
生活支援担当職員		2504		

障害者分野		施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
職業安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	2981
		発達障害者雇用トータルサポーター	2982
		雇用トータルサポーター（大学等支援分）	2983
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2491	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2921	
注意事項 （※7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。） ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

その他の分野		施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522

その他の分野		施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
生活保護法	救護施設	生活指導員	1491
	更生施設	生活指導員	1501
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者	5181 5182
自立生活困窮者支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		就労準備支援担当者	2944
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		婦人相談員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611	
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 （安心生活基盤構築事業）	専門員	2621	
	相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者、その他） （要援護者に対するものに限る。）	2622	
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2631	
	相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。）	2632	
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	1531
		判定員（心理・職能判定員）	1532
		婦人相談員	1533
保母健子法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官(心理)	5022
		福祉専門官	5023
鑑別少年 所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官(心理)	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更正保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
労働者 災害補償 法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に 対する医療等 に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
青年後見制度 の活用促進 に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」 において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている職員	2752
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関		支援コーディネーター	5071
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員	5151	
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	5161	
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999	

※上記「指定施設等における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。(コード9999)。

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉 センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ 児施設難聴幼児通園施設肢体不自由児施設、肢体不自由児療 護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的 障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者 授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)高齢者向け優良賃貸住宅、 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

個人情報の取扱いについて

■個人情報の利用目的

皆様からご提供いただいた個人情報は、入学試験のため利用させていただきます。また、入学決定者の情報は学生管理の情報として利用します。

■個人情報の第三者への提供

国際医療看護福祉大学校は、ご提供いただいた個人情報を以下の場合を除き、ご本人の承諾なしに第三者（業務委託先を除く）に開示いたしません。

- 各種教育ローンを希望する場合の提携金融機関への一切の連絡

■個人情報の委託

国際医療看護福祉大学校は、外部の企業に個人情報のデータ処理を委託することがあります。

■個人情報の共同利用

国際医療看護福祉大学校は、下記の法人間において個人情報のデータを共同利用することがあります。

- 共同利用の範囲／FSGカレッジリーグ ※注1
- 共同利用する情報の種類／氏名・住所・電話番号・性別・当校への資料請求履歴
- 情報管理の責任者／国際医療看護福祉大学校の下記お問合せ窓口

■個人情報提供の任意性

国際医療看護福祉大学校は、入学願書等の入学試験に必要な書類を提出していただくにあたり、個人を識別するために氏名・住所・電話番号などをお聞きします。また個人の属性に関する情報（年齢など）をお聞きする場合があります。原則該当する項目への記入をお願いします。特定の必要項目に記入していただかないと入学試験を受験できない場合がありますので、ご注意願います。

■個人情報の正確性

国際医療看護福祉大学校は、ご提供いただいた個人情報を正確にデータ処理するよう努めます。

■個人情報の開示・訂正・削除

個人情報は原則として本人に限り、開示・訂正・削除を求めることができます。具体的な方法は記載されている連絡先にお問合せください。

■本人確認について

国際医療看護福祉大学校は、個人情報の開示・訂正・削除の求めに応じる場合、個人を識別できる情報（氏名・住所・電話番号・生年月日・メールアドレスなど）により、本人であることを確認します。本人以外が個人を識別できる情報を入手し使用した場合、国際医療看護福祉大学校は責任を負いません。

■個人情報保護管理

記載していただいた個人情報は、下記の者が責任を持って管理いたします。

国際医療看護福祉大学校 個人情報保護管理者 佐藤本実

■問合せ先

国際医療看護福祉大学校の個人情報管理に関する質問は、上記の個人情報保護管理者にご連絡ください。

※10時00分～12時00分・13時30分～17時00分（土曜・日曜・祝日及び国際医療看護福祉大学校の休校日は除く）

国際医療看護福祉大学校 ☎0800-800-0891

※1 FSGカレッジリーグ(6校)

国際医療看護福祉大学校、国際ビジネス公務員大学校、国際アート&デザイン大学校、国際情報工科自動車大学校

国際ビューティ&フード大学校、FSG高等部